

令和6年度 相談支援従事者現任研修開催要綱

1 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために、困難事例に対する支援方法についての助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図る。

2 主催 大分県（福祉保健部障害福祉課）

3 開催期日、会場

講義（1日間）	：令和6年 7月23日（火）	大分県社会福祉介護研修センター
演習（3日間）	：令和6年10月16日（水）	大分県庁
	令和6年12月24日（火）	大分県社会福祉介護研修センター
	令和7年 2月18日（火）	大分県社会福祉介護研修センター

4 受講対象者

次の要件(1) (2) (3)をすべて満たす者

(1) 大分県に所在する相談支援事業所に所属する者、または予定の者

(2) 相談支援に関する一定の実務経験を有するもの（次の①および②）

① 現任研修1回目：受講開始日前5年間において相談支援業務に通算して2年以上
従事した者

② 現任研修2回目以降：受講開始日前5年間において相談支援業務に通算して2年
以上従事した者、又は現に相談支援専門員として業務についている者

【経過措置】

旧カリキュラムの修了者（平成27年度～令和元年度において、現任研修、主任
相談支援専門員研修、初任者研修を修了した者）が、新カリキュラム（令和2年
度以降）において初めて現任研修を受講する場合には、上記（2）の①及び②
の要件を求めないこととする。

注）初任者研修受講年度から5年間経過した場合は、受講できません。

(3) 演習の事前課題を作成・提出可能であり、かつ、演習において、相談支援専門員とし
ての専門性を活かして検討や討論をする能力を有する者

【現任研修の受講期限】

相談支援専門員の要件は、相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌
年度を初年度とする同年度以降の5年度の間ごとの各年度の末日までに、現任研修を修
了することとされている。この間に現任研修を修了していない者が再び相談支援専門員
として業務を行う場合、初任者研修の受講を必要とする。

【受講者決定時の優先順位】

① 令和6年度中に受講しないと失効する者

② ①以外の者で、資格更新のため受講が必要な者

③ 資格更新に必要ないが、最新の知識を習得するため受講を希望する者

5 定員 100名

6 研修内容 別紙「令和6年度 相談支援従事者現任研修カリキュラム」のとおり

7 資料代 10,000円

※振込先、振込期限については、受講決定時に通知する。

8 受講申込み

期限：令和6年6月24日（月）17：00【必着】

提出方法：電子申請システム（下記より申請）

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys-alias/soudan-gen>

9 受講決定

申込書記載のメールアドレスあて、受講者リストの送付により通知する。申込書の記入ミス等があった場合、通知は届きませんので、あらかじめご了承ください。

10 研修課題

実習ガイダンス（2日目・3日目）に課題を課すこととする。（研修1日目に説明）
研修課題の提出がない場合は、修了を認めない。（修了証書を交付しない。）

11 修了証書

全カリキュラム修了した者には、修了証書を交付する。

遅刻、早退等の場合は修了証書を交付しない。

また、著しく受講態度が悪いと主催者が判断した場合（私語、居眠り、携帯電話の利用等）についても、修了証書を交付しない。

12 その他

- (1) 受講決定後の受講者の変更は認めない。
- (2) 身体に障がいがあるなどの理由により座席の位置などに特別な配慮を必要とする者は、受講申込書（備考欄）に記入すること。
- (3) 昼食は各自で用意すること。（研修会場での販売も行いますので、購入希望者は研修当日の受付時にご注文ください。）
- (4) 適切な室温管理に努めているが、個人差があるため、各自服装などで調整すること。
- (5) 主催者の判断により中止、延期、会場変更等を行うことがある。その際は、申込書に記載したアドレス宛通知するので、記入ミスがないよう確認すること。
- (6) 修了証書についても、申込書に記載の内容で発行するため、氏名、生年月日等提出前に誤りがないか確認すること。
- (7) 会場では、「マスクの着用」や「手洗いの徹底や手指の消毒」等、感染防止に協力をする。また、発熱等の症状が見られる場合は、必ず、事務局に事前相談し、指示に従うこと。
- (8) 研修受付時に、検温を実施します。発熱や自覚症状がある場合は、受講できない事もあります。